



■ 目次

- ◆ 知財ニュース **NEW!**
- ◆ 分割出願をめぐる注意点
- ◆ はじめに ――本当の私たち

知財ニュース

WIPO、『世界知的財産権指標2011年版』を発表

世界知的所有権機関(WIPO)は、2011年12月20日に『世界知的財産権指標2011年版』を発表した。世界各国の発明特許、実用新案、意匠、商標及びPCTの出願件数、有効件数、技術分類及び出願人の国別について、全面的に統計・分析した上、主要国・地域の特許機関における2010年の関連出願の受理状況に関する統計データを公表した。

報告によると、世界経済は2010年、不安定な状態が続いたが、特許出願及び商標出願の件数は、前年比でそれぞれ7.2%、11.8%増え、世界全体の国内総生産(GDP)の前年比5.1%増という伸び率よりも高かった。WIPOのフランシス・ガリ事務局長はその序文において、「低迷し続けている経済からすれば、欧州債務危機は金融危機のリスクをさらに高めたが、世界の知的財産権に関連する出願量は、2009年のどん底から復活した」と言及している。さらに、世界の各企業が続けているイノベーション活動は、世界経済の復活を後押しすると思われること、マクロ経済が安定すると、新たな就職ポストが生み出され、経済の繁栄も再現できることも述べている。

データによると、特許出願及び商標出願において、中国は著しい伸びを見せた。この10年間の間、中国特許庁(SIPO)が受理した特許の出願件数は、ずっと増加の一途をたどっており、年平均の増加率は22.6%に達している。2010年には、出願数は初めて日本を上回り、世界第2位となった。その発明特許の出願件数は391,177件に達し、前年比で24.3%増であり、初めて世界第2位となった。商標の出願件数の増加率は29.8%であり、世界全体の増加件数の3/5を占めた。以下は、統計の具体的な関連データについてご紹介する。

1. 発明特許

世界88の国・地域の特許機関の統計データによると、2010年世界で約198万件の発明特許が出願された。2009年の発明特許の出願件数は前年比で3.6%減であったが、2010年は前年比で7.2%という大

きな増加を見せ、史上最高を記録した。出願量の大幅な増加は、主に中国と米国による増加によるものであり、両国の発明特許出願の増加件数は、世界全体の増加件数の4/5を占めている。

2010年に、世界ランキングで上位20位までの国・地域の特許庁が受理した特許出願はいずれも増加した。そのうち、2桁の増加率を達成した国・地域はそれぞれ、中国(24.3%)、ヨーロッパ(12.2%)、シンガポール(11.9%)とロシア(10.2%)であった。米国特許商標局(USPTO)の特許出願の受理件数は2年間のゼロ成長の後、7.5%の増加を遂げ、総出願件数は依然として世界トップであった。

2009年に経済危機の多大なる影響を受けた低・中所得国、例えば、ブラジル、コロンビア、メキシコ、フィリピン及びウクライナも危機による影響から少しずつ脱却し、特許出願量はいずれも増加に転じた。中・所得国の特許出願件数の増加の牽引力となっているのは、やはり中国の特許出願の大幅な増加である。

2010年に、本国住民による出願と非本国住民による出願は、それぞれ123万件と、75万件であった。中国と韓国の出願件数の大幅な増加が本国住民による出願件数の増加に直接結びついている。中国特許庁では、本国住民による出願293,066件を受理した。中国は、日本(290,081件)を超えて本国住民による出願が最も多い国になったが、外国に



提出した特許出願件数は、総出願件数のわずか5%であった。一方、欧州特許庁が受理した非本国住民による特許出願はその総受理件数の65%を占めた。米国は、本国住民による出願が241,977件で第3位だが、その米国住民が外国に提出した出願件数は世界1位であった。そのほか、カナダ、イスラエル、オランダ及びスイスの住民が外国に提出した出願は、それぞれ総出願量の80%以上を占めた。

データによると、低・中所得国の特許の出願件数は、2010年に大幅に増加したものの、特許活動は、依然として高所得国に集中している。その出願件数について、国家の総出願件数には70%だが、PCT出願には90%という絶対的な優位を占めている。また、研究開発の支出も高所得国に集中しており、全世界の約70%の支出を占めている。

2000年以来、世界の特許出願の登録件数は、増加の一途をたどっている。2010年の登録件数は、90.9万件に達し、増加率は12.4%である。上位20位までの国・地域の特許機関で登録された特許出願はいずれも増加している。本国住民が取得した特許は、総量の2/3を占めている。また米日両国の特許機関における特許出願の登録件数は世界の総登録件数の80%を占めている。中国特許庁の登録件数の増加率は、5.2%であり、米日欧韓の特許機関における2桁の増加率に比べてやや低く、近年の増加率に比べて緩い増加にとどまった。

2010年には、未審査の特許出願は、517万件と、前年比で3.3%減少した。日本特許庁による未審査の特許出願は、前年比で20%減であり、欧州特許庁と米国特許商標局の未審査の特許出願も前年比でそれぞれ6.9%減と2.3%減であった。また、中規模の特許機関、例えば、チリ (-11.6%)、イスラエル (-8.8%)、メキシコ (-3.6%)、ポーランド (-14.6%) 及びウクライナ (-5.9%) における未審査の特許出願はいずれも、大きく減少した。

過去10年間において、10億ドルあたりの国内総生産と百万ドルあたりの研究開発支出によって生み出された特許の出願件数は、安定に増加し続けているが、各国における状況はそれぞれ異なっている。2010年に、韓国は、10億ドルあたりの国内総生産で99.8件の特許出願を生み出し、世界トップで、以下、日本(73.7件)、中国(32.2件)と米国(18.4件)と続いた。また、2010年に、韓国は、百万ドルあたりの研究開発支出で4.1件の特許出願を生み出し、同様に世界トップで、以下、日本(3件)、中国(2.8件)、ポーランド(2.6件)とウクライナ(2.1件)が続き、米国はわずか0.8件であった。

2. 実用新案

世界104の国・地域の特許機関の統計データによると、2010年の実用新案の総出願件数は、約49.6万件であり、前年比で24%増加し、史上最高を記録した。中国特許庁が受理した実用新案出願は世界全体の83%を占めた。その他の国・地域の受理件数はいずれも低減している。そのうち、ドイツ特許商標局、韓国特許庁とブラジル工業産権局が受理した実用新案出願は、昨年と比べてそれぞれ1.7%減、20.3%減と36%減であった。

3. 意匠

世界104の国・地域の特許機関の統計データによると、2010年に、意匠出願は、2年間の低成長の後に、再度増加に転じ、723,700件に達し、前年比で13%増加した。同様に、大幅な増加は、中国における出願件数の増加によるもので、その増加件数は世界における総増加件数の83%を占めた。中国の本国住民による意匠出願の激増で、世界の非本国住民による意匠出願が総出願件数に占める割合は、前年比で12%減となった。

また、2010年中国特許庁が受理した意匠出願が世界の総出願件数における割合は、2009年の54%から58%に増加した。これは、その次にある欧州共同体商標意匠庁の受理件数の約5倍である。また、日本特許庁、韓国特許庁と米国特許商標局が受理した意匠出願の合計は世界出願量の16%であった。

4. PCT出願

2010年にPCTルートで提出されたPCT出願は、2009年には前年比で4.8%減であったが、2010年には、同様に5.7%増の、164,293件に達し、経済危機前の2008年の件数を超えた。中、韓、日の三国からのPCT出願の増加件数は、全世界における増加件数の94%を占め、各国の本国住民が提出したPCT出願は前年比でそれぞれ55.6%増、20.3%増と7.9%増である。

米国は、依然としてPCT出願の主要国で、日本とドイツがそれに続いている。中国は2010年に韓国を超え、世界第4位のPCT出願国となっているが、現在の増加率からすれば、近い将来中国はドイツを超

え、トップ3に入る可能性がある。

5. 商標

世界115の国・地域の特許機関の統計データによると、2010年の世界の商標の出願件数は、約366万件で、前年比で11.8%増で、そのうちの278万件は本国住民による出願であり、88万件は非本国住民による出願である。中国の商標の出願件数は、昨年と比べて29.8%増であり、全世界の増加した商標出願件数の3/5を占めた。

2010年には、世界の多くの国・地域の特許機関が受理した商標出願件数はいずれも増加したが、中国の増加は一番突出していた。その商標の出願件数は、前年比で約25万件増加し、フランス、ドイツ及びイギリスの出願の合計を超えている。また、中国香港(18.3%)、メキシコ(16%)、フランス(13.1%)、欧州共同体商標意匠庁(12.2%)、ブラジル(11.5%)及びロシア(11.4%)の商標出願機関における受理件数は、いずれも2桁の増加率を実現した。



データによると、高所得国に比べて、低・中所得国の国内総生産と商標出願との比率が高くなっている。10億ドルあたりの国内総生産から生み出された商標の出願件数を基準とすれば、チリは218件、ブルガリア、エクアドル及びベトナムは、それぞれ166件、157件と128件である。これに対し、ドイツ、日本及び米国はそれぞれ72件、39件と22件であった。

2010年の全世界の登録商標の件数は316万件に達し、前年比で21.4%増加した。中国の登録商標の件数は、前年比で61%増であるので、世界の商標登録件数の増加の主な牽引力となっている。

ソース: 国家統計局

分割出願をめぐる注意点

中国弁理士 王 小香 張 琦

中国において分割出願は、特許法第31条に規定されている単一性違反に該当する場合行われるものである。1件の出願に2つ以上の発明が含まれている場合、出願人が自ら分割出願を提出するか、或いは審査官の拒絶理由に基づいて分割出願することができる。これは、規定されている分割出願の一般的な意味である。ただし、中国の特許関係法規には現在、分割出願の理由や内容に関する明確な規定がないため、プラクティスにおいて単一性の要件に関係なく自ら分割出願することがあり、利益の最大化を図るために自らの分割出願を利用する出願人も多くなってきている。以下、筆者が代理実務において積み重ねてきた経験から分割出願をめぐるいくつかの問題点についてご説明する。分割出願という特許出願における強力な武器への理解を深めるために、少しでもお役に立てば幸いである。

1. 分割出願の提出時期

1) 親出願に基づいて分割出願する場合(子出願)の提出時期

特許法実施細則第42条及び審査基準第1部第1章5.1.1の規定によれば、出願人は遅くとも親出願の特許査定を受領した日より2ヶ月の期間内に(つまり、特許査定後の登録手続きの期限)分割出願をすることができる。上記期間が満了した場合、又は親出願に係る拒絶査定が確定された場合、又は親出願が取下げられた場合、又は親出願がみなし取下げでかつ権利回復されていない場合、一般的には分割出願を行うことができない。拒絶査定が出された親出願について、拒絶査定を受領日から3ヶ月以内に、不服審判請求の有無にかかわらず、分割出願することができる。不服審判請求後及び不服審判審決を不服とし、行政訴訟を提起している期間中でも、分割出願を提出することができる。

プラクティスにおいて、親出願の特許査定を受領した日より2ヶ月の期間内のどの時期でも分割出願を提出することができる。この2ヶ月の期間の満了前に特許査定後の登録手続きを早めに行ったとしても、上記の規定に基づき、その登録手続きの後、2ヶ月の期間の満了前に分割出願することができる。ただし、特許庁の審査官に問い合わせて、同庁で現在認められる取扱い方を考慮してから、その登録手続きを行う前に、或いはその登録手続きを行うと同時に分割出願することを、お勧めする。

2) 子出願に基づいて分割出願する場合(孫出願)の提出時期

審査基準第1部第1章5.1.1の規定によれば、出願人が分割出願した出願に基づいてさらに分割出願を提出する場合、再度提出される分割出願の提出時期は依然として親出願に基づいて、審査される。ただし、子出願に単一性不備があるため、出願人が審査官の指摘に基づき再度分割出願する場合は除く。

すなわち、子出願に基づいて自ら分割出願(孫出願)を提出する場合、その提出時期は親出願の法的状態に制約されている。一方、子出願に単一性不備があると審査官に指摘され、さらに分割出願する必要がある場合、その提出時期は親出願の法的状態に制約されない。

子出願に単一性不備があり、さらに分割出願する必要がある場合について、その提出時期は特許関係法規に明確に規定されていない。特許庁の審査官に問い合わせて、同庁で現在認められる取扱い方を考慮してから、子出願の単一性不備に係る拒絶理由に回答すると同時に、子出願に基づいてさらに分割出願(孫出願)を提出することを、お勧めする。筆者の経験では、その拒絶理由に回答する時に分割出願していない場合、遅くとも子出願の特許査定を受領した日より2ヶ月の期間内に(つまり、特許査定後の登録手続きの期限)分割出願を行うことができる。

2. 自ら分割出願を行ういくつかの場合

中国の現行の特許関係法規において、分割出願についていくつかの制約がある。具体的には、分割出願が親出願の分類を変えてはならないこと、分割出願が親出願に記載された事項の範囲を超えてはならないことが挙げられる。ただし、分割出願の理由及びその内容に関するさらなる規定はない。それゆえ、必要に応じて分割出願を効率的に利用して利益を最大限に守ることができる。

例1) 補正が制約される場合

特許法実施細則第51条第3項及び第61条第1項の規定によれば、自発補正の時期を過ぎた後、出願書類についてのいかなる補正も、審査官(又は合議体)が出した通知書で指摘された不備について行うものでなければならないとのことである。また、審査基準第2部第8章5.2.1、第4部第2章4.2の規定によれば、審査手続の迅速化に不利である場合、自発補正の内容が新規事項の追加ではないとしても、通知書で指摘された不備について行うとみなしてはならないので、その補正が認められないとのことである。

例えば、新規出願の段階に作成した請求項の技術的範囲が狭いが、明細書に公開した範囲が広い場合、或いは、明細書には複数の発明を公開しているが、特許請求の範囲にそのうちのいくつかしか記載されていない場合、自発補正の時期を過ぎてから、請求項における構成要件を変更して技術的範囲を広くしたり、又は新しい独立項及び従属項を追加したりすることは、一般的に審査官から認められない。この場合、所望の権利範囲を取得するには自ら分割出願することが考えられる。

例2) 請求項の技術的範囲を改めて考慮する必要がある場合

特許出願の審査過程において、審査官に指摘された不備を解消するために出願人が請求項を補正することは、可能である。その補正を行った後、最終的に特許査定された請求項に係る発明が、出願人が当初に希望した発明と大きく相違し、ひいては実質的に保護することができなくなる可能性がある。この場合、本件の審査手続の終了前に所望の権利範囲から分割出願を提出することができる。

現行の特許関係法規からすれば、分割出願の特許請求の範囲は、親出願当初の特許請求の範囲と全く同じであってもよい。というのは、審査基準には、分割出願と親出願とはそれぞれ異なる発明について特許を請求すべきであると規定されているが、特許関係法規に全く同じの特許請求の範囲を提出することを禁止する明確な条文がなく、しかも実体審査された分割出願の特許請求の範囲が親出願の当初の特許請求の範囲に一致する可能性も低いからである。

親出願の当初の特許請求の範囲と全く同じの分割出願を提出するのは、次のようなメリットがある。ま



ず、分割出願の審査時期が親出願に比べて遅れており、時間が経つにつれて特許庁の審査基準への理解にも、若干の変化が生じる可能性がある。また、審査官によって審査基準への理解が客観的に異なることもある。なお、その分割出願の審査過程に、現在希望する権利範囲を得られるように、補正・主張を行うことができる。

例3) 早期権利化しようとする場合

自ら分割出願を提出することによって、親出願の早期権利化を図ることができる。例えば、3つの独立項を有する出願について、1回目の拒絶理由通知において、独立項1及びその従属項が進歩性を有しないと指摘され、ほかの請求項については、何も指摘がない場合、その拒絶理由通知に応答する時に、早期権利化のために、請求項1及びその従属項を削除して別途分割出願を提出するとともに、指摘されていないほかの2つの独立項及びその従属項を残すことができる。このようにすることで、早期に特許を受けられ、広い権利範囲を得ることもできる。

上記3つの例から分かるように、適切なタイミングで自ら分割出願すれば、所望の権利範囲を得ることができる。このようなやり方は分割出願に係る規定の本来の意図に合致しないようであり、現在特許庁に注目されている。しかし、筆者の理解では、分割出願そのものは新規出願とみなされて官庁手数料を納める必要があるため、実際に出願人が、本来得られるべきであったにもかかわらず、ある原因で得られなかった利益を、代価を払って得ることに相当する。したがって、筆者は、これについて、ある程度合理的であると考えられる。

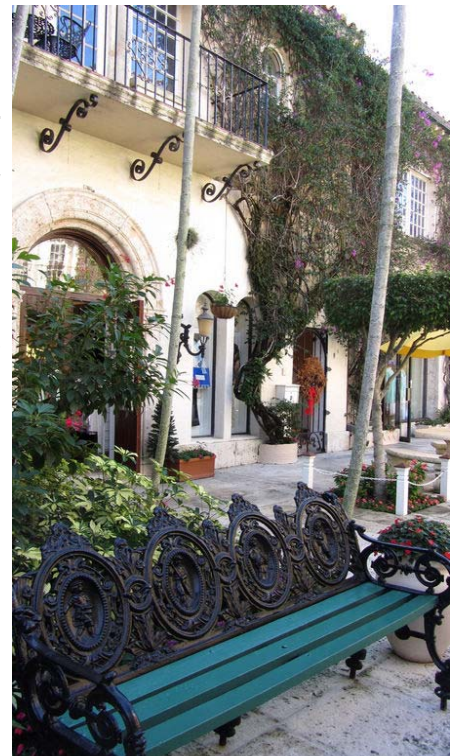
3. 分割出願をめぐる他の問題点

1) 新規事項の追加

自ら分割出願を提出することでその発明創造をしっかり保護することができる。しかし、筆者が取り扱った事件からすれば、現在分割出願が新規事項の追加に該当するかどうかについては、非常に厳しく審査されている。特許請求の範囲において、明細書の記載から総括した構成要件が認められないほか、明細書の記載から総括した発明も認められない。すなわち、特許請求の範囲において、各構成要件が明細書によりサポートされているにもかかわらず、全体の発明が親出願に記載されていないか、又は全体の発明が親出願の明細書の1つの実施例に含まれておらず、各実施例から総括したものである場合、その分割出願が新規事項の追加に該当すると判断される。

このように、出願人又は代理人が出願書類を作成する時に、明らかに単一性の要件を満たしていないとしても、すべての発明を特許請求の範囲に記載するほうがよい。なぜなら、親出願にその発明が記載されていれば、一般的にはその発明に関する分割出願が新規事項の追加に該当しないからである。また、親出願の特許請求の範囲に発明をすべて記載したくなければ、出願書類を作成する際に、例えば、少なくとも【発明の開示】にすべての発明を記載し、かつ【発明の実施の形態】に詳しく説明することが考えられる。このように、後で分割出願を提出する場合、請求項を改めて作成することによる新規事項の追加を回避することができる。

2) 中国国内への移行が行われた国際出願の分割出願



審査基準第1部第2章15.2.2及び第3部第2章5.5の規定によれば、出願人による単一性回復手数料が未納なため削除された発明又は実用新案について、分割出願を提出してはならないとのことである。

国際機関が発明に単一性違反があるという結論を出し、しかもその結論が正しいとされた場合、中国国内への移行が行われた国際出願に、国際段階に検索又は方式審査がされていない発明創造が含まれているか、或いは国際段階に出願人が放棄の意を表明した発明創造が含まれていれば、単一性回復手数料支払通知書を受領した時、その発明をどのように取り扱う(残す或いは削除する)か慎重に考慮しなければならない。単一性回復手数料支払通知書が出された2ヶ月以内に、単一性回復手数料を納付しなければ、その発明創造を削除しなければならず、しかもその発明創造について再度分割出願することができない。

以上の検討から、中国現行の特許関係法規下で、分割出願を利用することで発明創造をしっかり保護することができる。ただし、出願人及び代理人が特許出願を提出する際、事前に万全な準備をしておかなければならない。

はじめに

——本当の私たち

皆さん、こんにちは。ここでご紹介するのは、弊所の「80後」(1980年代生まれ)の若者たちから私への私信です。手紙の内容を抜粋し、ここでご紹介したいと思います。今、彼らが何を考え、何に悩み、そして自分の将来に対してどのような信念や考えを持っているのかを、知ってもらいたいと思っています。



ご存知のように、中国の「80後」はほとんどが一人っ子政策の下「小皇帝」として両親及び双方の祖父母から愛を一身に集め、育ち、今20~30歳になっています。彼らは現在、いろいろなことに悩み苦しみながら、社会人として立ち立ちしようとしています。

林達劉事務所は、皆様もご存知のように、設立9年目の若い事務所ですので、多くの所員が「80後」の若者です。私は、彼らにとっては、母親の世代です。ですから、どの国でも同じだと思いますが、時には、彼らの言葉遣いや、忍耐不足に「最近の若者は……」と思うこともあります。最大の見解者にならないといけないと考えています。

そして、手紙の内容についても、彼らは自分を格好よくみせたいので、よいことだけを書いていると思いますが、彼らに今後、林達劉事務所を託していく日もいつかはくることを考えながら、育てていきたいと思っています。

劉 新宇



特許法律部——陳潔

親愛なる所長へ

陳潔です。ご無沙汰しています。所長からもらったメールを何度も繰り返し読んでいます。所長がアメリカで元気であることが分かり、本当に嬉しかったです。もし私に羽があったら、飛んで会いに行きたい気持ちです。

あっという間に産休が終わって、職場復帰して、早いものでもう3週間が過ぎようとしています。最初はこんなに長く休んで、職場復帰したら適応できないのではないかと心配していましたが、通訳を数回担当したら以前の勤を取り戻すことができたので、ほっとしています。また、私自身新米ママになり、いろいろな物事に対して今までとは違った感じを持つようになりました。周りの若い同僚を、「親にとって子供はかけがえない宝物だね。ここまで育ててもらうまでにはいろいろな苦労もあつたらうに…」などと、親の立場で見えてしまうこともあります。まるで自分が突然大人になって、新しい世界に立ち入ったような感じがしています。



最近は特に忙しくないですが、LP案件がまた多くなったようです。案件は多くなったのですが、日々努力を重ねながら、お客様に満足していただけるように頑張っています。特に私たち翻訳担当者は、LP案件の翻訳だけを担当して以来、専門的なスキルを持ち備え、熟練度も少しずつ向上してきましたので、案件全体の作業速度や作業品質がアップしたのではないかと自負していますが、まだまだ勉強の途中です。結果からすれば、独立した特許法律部を設けたことは、事務所としてはプラスになったと思います。私が産休をとっている間に、うちの若者たちも随分成長してきたようで、嬉しい限りです。特に康さんと晶晶さんの成長は著しく、かなり一人前になってくれましたので、今では多くの仕事を安心して任せられるようになりました。

ニューヨークの冬も、とても寒いと聞きます。独りで異郷で生活するのは、寂しいこともあるのではないかと思います。くれぐれもお体に留意してくださいね。

P.S. 娘を事務所に連れてきて所長に見てもらいたかったのですが、米国までは連れて行けません。写真を添付するので、見てくださいね。親ばかですが、とっても可愛いでしょ^^

陳 潔



特許法律部——康倩

親愛なる所長へ

海外での生活はいかがですか？面白いことばかりではないですよ、きつとつらいこともたくさんあるのではないのでしょうか。新年会の前に所長と再会できることを楽しみに待っています。

先日、所長から所員のみんに転送してくれたメールを読んで、心からとても感動しました。所長が、個人宛のメールをどんどん送って欲しいと、言ってくれたので、ずうずうしくメールしますね。



自分の本音をまとめて書きました。時間のあるときに読んでください。

1.まとめ

私は、今年当初に①着実に翻訳の経験を積み重ね、誤訳・訳漏れなどの低レベルのミスを減らすこと②専門的なある程度の難易度のある打ち合わせで通訳を担当することができるようになること③専門知識をさらに身に付けるために、専門書を2冊読破することを、自分の本年の目標として決めました。そして、この1年を振り返ってみると、忙しい仕事の中で、ある程度の成長ができたと思っています。自己採点するなら、B+です。Aをつけられなかったのは、予定では読み終えるはずの日本語の専門書2冊ともを三分の一程度しか読んでおらず、中途半端の状態です。恥ずかしくて悔しかったからです。専門書は時として、私の睡眠薬になってしまうのです。こんな、言い訳いけないですね。ですから、少なくとも2冊の日本語の専門書を読み終えることが、2012年のポイントの一つです。



今年私が最も誇れるのは、本業ではなく、昼休みに仲間と行っている日本語コーナーのことです。ほとんど毎日日本語コーナーに参加し、コーナーのメンバーと一緒にさまざまなイベントを行い、クライアントの対応において企画部に協力できたことは、私の誇りです。私は、日本語コーナーとその仲間が大好きです。メンバーのみんなはそれぞれ個性豊かなキャラクターを持ち、それぞれいろいろな才能を持っています。でも、日本語のレベルをさらに極めるという目標は、皆一致していますので、お互いに切磋琢磨しながら、この一年頑張ってきました。自分たちで、作り育ててきた日本語コーナーをもっともっと盛り上げていきたいと考えています。この一年の日本語コーナーでの仕事と学習については、Aを付けることができます。A+になっていないのは、私にしても、メンバー全体にしても、日本語コーナーで学習したことをまとめていないからです。ですから、日々の積み重ねとして毎日学習したものを整理してまとめることが私にとっての、2012年の第2のポイントです。

II. 感謝

林達劉事務所に入所以来、私が最も感謝しているのは陳潔さんです。陳さんは、私を叱咤激励しながらいろいろ教えてくれ、私に仕事の基礎から叩き込んでくれました。そして、ある時には姉のように、いろいろ親身に相談に乗ってくれました。だから、陳さんが産休の4ヶ月の間、仕事をしながらいつも彼女から教えてもらったことを思い出しながら、彼女が産休が終え戻って来た時、褒めてもらえるようにと考えながら、頑張りました。

所長に対する感情はまた異なっています。所長の話を知ると、元気付けられます。所長は本当に仕事については真面目に、努力する人です。そして、私も夢は大きく、所長のような人間になりたいと思っています。そのためには、まず、自分がしなくてはならないことがたくさんありすぎて困ってしまいます。

そして、上司である汪さんにもとても感謝しています。残業の時に、汪さんとおしゃべりをするチャンスが何回かありました。汪さんは、私が通訳する時いつも励ましてくれます。また、自分なりの職業計画を持たなければならないこと、目の前のお金を儲けるために、毎日コンピューターに向かい目の前の仕事を単純に繰り返してはいけないこと、法律をもっと勉強しなければならないこと、翻訳する時、翻訳の正確さだけでなく、弁理士さんがどうしてそのように書いているのかを考えなくてはならないことなど、私が考え付かないことを常にいろいろ注意してくれます。

私は、まだまだ世間知らずで、甘えんぼなので、まだまだいろんな人に助けられています。

III. 目標

先日、パートナー候補の張芬芳さんと個人的に話をする機会がありました。張さんは、私の通訳に対して大きな影響を与えてくれた人です。彼女の通訳は、私にとっては通訳上達の教材です。彼女は、私に通訳する時、決して子供のように振舞ってはいけず、自信を持ってやらないと人に信頼感を与えることができないと注意してくれたことがあります。

張さんとの会話の中で、私も可能ならば将来、海外研修に行きたい希望をもっていることを話したら、誰でもチャンスは均等にありますよと言ってくれました。

でも、そのために、海外に行って何をしたいのか、明確な目的意識をもたなくてはならないと話してくれました。

まだ、漠然とした目的しか持っていませんが、日本語専門の私が、法律を習得し、弁護士になるというのは簡単な道のりではないと思います。しかし、夢は大きく、いつの日か弁護士資格を取得し、そして市場を開拓できるようになりたいと思っています。

所長、私のこのような人生設計に対して、何かアドバイスをしてくれませんか。人生は短いもので、できるだけ早く自分の潜在能力を発掘して、人生で職業における理想を実現させる道を見出したいと考えています。

ご指導のほどお願いいたします。本当に所長の指導が必要なのです。

(PS:この前所長と話し合ってから、今までに5キロのダイエットに成功しましたよ、その後1キロほどリバウンドしましたが、ダイエットは本当に学問の進めと同じように、一生のキャリアですね。文章に少し生意気な言い方があったら、許してくださいね。)



愛する 康倩

特許法律部副部長—汪送来

康倩、君は一見付和雷同しがちかなと見えるけど、知識を求める道にてかなり執着している人です。振る舞いは穏やかで趣きがなさそうですが、日本語コーナーのイベントで司会を担当するときはユーモアに溢れ、人を引き付ける話術も持っています。のんびり屋さんのように見えますが、年末の茶話会では部門を代表して、情熱たっぷりの発言に驚かされました。普段の声は低温で大人しそうですが、国際知財フォーラムの時の、ステージ上での堂々とした通訳には、本当に感心しました。



康倩、私は、君のとことん粘り強く仕事をする態度と、真心を持って本来の自分の姿を純粋にみんなに見せているところと、責任感ある仕事への態度を高く評価しています。

だから、私は、君たち若者と一緒に仕事することができることを、とても嬉しく思っているよ。

私たちは共に、まだまだもっと多くのことを学習していかなければなりません。知識を求める道のりは辛くて長いですが、だからこそ遣り甲斐もあるのではないかな。縁があって、一緒の部に配属されたのだから、これからも君たち若者の成長を見守りながらも、自分の成長していきたいと思っているよ。

特許法律部のOld boy 汪送来

(このIPニュースに掲載された写真は劉 新宇個人の撮影作品です。)

責任者: 代表取締役 弁護士 弁理士 魏 啓学 (Chixue WEI)
 社長 弁理士 劉 新宇 (Linda LIU)
 担当者: 所員 張 輝 (Ashley ZHANG) 蔣 煜欣 (Yuxin JIANG)

林達劉グループ 企画室 (Business Development Department, LINDA LIU GROUP)

〒100013 中国北京市東城区北三環東路36号 北京環球貿易中心C座16階

Tel: 86-10-5825-6596 (WEI) 86-10-5825-6089 (LIU) 86-10-5825-6366(代表)

Fax: 86-10-5957-5201(代表)

E-mail: ipnews@lindapatent.com linda@lindapatent.com

Website: <http://www.lindaliugroup.com>